

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

業務量の調整

- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
 - ① 休日予約入院は原則禁止としています。
 - ② 時間外緊急入院患者は状況に応じて病棟を選択し、急性期病棟看護師の負担標準化を図っています
 - ③ 病棟においては、手術・処置・検査予定に応じ、早出・遅出要員を配置し、負荷軽減を図っています。
 - ④ 定期薬の処方、オーダーについては、原則時間内としています。

看護職員と多職種との業務分担をおこなっています。

- ・ 薬剤師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 臨床工学技士
- ・ 放射線技士
- ・ 栄養士
- ・ その他

看護補助者の配置

- ・ 病棟に夜勤看護補助者を配置しております。

短時間正規雇用の看護師の活用

- ・ 育児・介護休業などに関し、育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用しています。

多様な勤務形態の導入

妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮。

- ・ 育児・介護休業などに関する内規に「深夜業の制限」を定め、夜勤の減免制度を導入しています
- ・ 育児・介護休業等に関する内規に「所定外労働の免除」を定め、休日勤務の制芸制度を導入しています。

- ・育児休暇については半日単位、時間単位の取得を認めています。
- ・育児・介護休業等に関し「所定労働時間の短縮措置」を定め、所定労働時間の短縮制度を導入しています。
- ・希望等による多部署等への配置転換を行っています。

夜勤負担の軽減

- ・夜勤従事者の増員を図っています。
- ・月の夜勤回数の上限を設定しています。

今年度の具体的な取組内容

- ・看護職員の勤務体制について看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資するため勤務割当要領を定め、以後それに基づいた運用を行い、継続的に負担軽減に努めます。
- ・週休休暇の取得についてはこれまでも向上に努めてきましたが、本年度においては個別に意見聴取し計画的な取得により 10 日以上付与の者は必ず 5 日以上の取得を実践するとともにさらなる取得率の向上に努めます。
- ・本件については全職員に周知します。